ナ　医科点数表区分番号Ｂ００１の33に掲げる生殖補助医療管理料
ラ　医科点数表区分番号Ｂ００１の34のハに掲げる二次性骨折予防継続管理料３
ム　医科点数表区分番号Ｂ００１の35に掲げるアレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
ウ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－４に掲げる地域連携夜間・休日診療料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ヰ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－６に掲げる救急外来医学管理料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ノ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－８に掲げる外来放射線照射診療料
オ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
ク　医科点数表区分番号Ｂ００１－３に掲げる生活習慣病管理料(Ⅰ)の注３に規定する点数
ヤ　医科点数表区分番号Ｂ００１－３－３に掲げる生活習慣病管理料(Ⅱ)の注３に規定する点数
マ　医科点数表区分番号Ｂ００１－７に掲げるリンパ浮腫指導管理料（注２に規定する場合に限る。）
ケ　医科点数表区分番号Ｂ００１－10の３に掲げる心不全再入院予防継続管理料３
フ　医科点数表区分番号Ｂ００５－６に掲げるがん治療連携計画策定料
コ　医科点数表区分番号Ｂ００５－６－２に掲げるがん治療連携指導料
エ　医科点数表区分番号Ｂ００５－６－３に掲げるがん治療連携管理料
テ　医科点数表区分番号Ｂ００５－７に掲げる認知症専門診断管理料
ア　医科点数表区分番号Ｂ００５－８に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料
サ　医科点数表区分番号Ｂ００７－３に掲げる退院後訪問栄養食事指導料（当該患者が入所する施設において管理栄養士が配置されている場合を除く。）
キ　医科点数表区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注１、注６、注８、注10から注15まで及び注18に規定する場合に限る。）
ユ　医科点数表区分番号Ｂ００９－２に掲げる電子的診療情報評価料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
メ　医科点数表区分番号Ｂ０１０－２に掲げる診療情報連携共有料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ミ　医科点数表区分番号Ｂ０１１に掲げる連携強化診療情報提供料
シ　医科点数表区分番号Ｂ０１２に掲げる傷病手当金意見書交付料
ヱ　医科点数表区分番号Ｃ０００に掲げる往診料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ヒ　医科点数表区分番号Ｃ００４－２に掲げる救急患者連携搬送料
モ　医科点数表区分番号Ｃ１１６に掲げる在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
セ　医科点数表第２章第２部第２節第２款に規定する点数
ス　医科点数表第２章第４部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
①　第１節通則第４号のイに規定する点数
②　区分番号Ｅ００２の１に掲げる単純撮影
③　区分番号Ｅ００２の１に掲げる単純撮影
ン　医科点数表第２章第５部第３節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬の費用に限る。）
イイ　医科点数表第２章第５部第５節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる投薬に限る。）
イロ　医科点数表第２章第６部第２節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる注射薬等（抗悪性腫瘍剤を除く。）の費用に限る。）
イハ　医科点数表区分番号Ｈ００５に掲げる視能訓練及び医科点数表区分番号Ｈ００６に掲げる難病患者リハビリテーション料
イニ　医科点数表第２章第９部に規定する点数（基本診療料の施設基準等別表第五第二号に掲げる処置に係るものを除く。）
イホ　医科点数表第２章第10部から第13部までに規定する点数
イヘ　医科点数表区分番号Ｏ００１に掲げる外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものであって、初診時及び再診時等に限る。）
イト　医科点数表区分番号Ｏ００２に掲げる外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものであって、初診を行った場合及び再診時等に限る。）
イチ　医科点数表区分番号Ｏ１００の１に掲げる外来・在宅物価対応料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イリ　調剤点数表第１節に規定する点数
イヌ　調剤点数表区分番号１００の２に掲げる調剤管理料
イル　調剤点数表区分番号１００の３に掲げる服薬管理指導料
イヲ　調剤点数表区分番号１４の２の２に掲げる外来服薬支援料２
イワ　調剤点数表区分番号１４の３の２に掲げる服用薬剤調整支援料２
イカ　調剤点数表区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（注10に規定する場合に限る。）
イヨ　調剤点数表第３節に規定する点数（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬の費用に限る。）
二　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の４のイからヘまでの注13に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）
イ　医科点数表第１章第１部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
①　区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注20に規定する点数
②　区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注11に規定する点数
ロ　医科点数表区分番号Ａ４００の１に掲げる短期滞在手術等基本料１